



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 ウェルス・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 千野 和俊  
(コード番号：3772 東証マザーズ)  
問合せ先 総務部長兼経理部長 鷺海 浩介  
(電話番号 03-6229-2129)

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社及びキャピタル・エンジン株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等  
(平成 28 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
あかつきフィナンシャルグループ株式会社	親会社 (間接保有)	—	42.56	42.56	・株式会社東京証券取引所 市場第二部
キャピタル・エンジン株式会社	親会社	42.56	—	42.56	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称	理由
あかつきフィナンシャルグループ株式会社	当社の親会社であるキャピタル・エンジン株式会社は、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の子会社であり、その代表者は同社取締役が兼任しているため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社との関係

当社の親会社であるあかつきフィナンシャルグループ株式会社（以下「あかつき FG」といいます。）は、証券事業を営む連結子会社あかつき証券株式会社を中核に証券関連事業及び不動産関連事業を主要事業とする傘下のグループ企業を統括する持株会社であり、当社の直接の親会社であるキャピタル・エンジン株式会社は同社の連結子会社であります。

当社グループは、アドバイザーサービスやアセットマネジメントサービス等を提供する不動産金融事業及びレベニューマネジメントや現場管理等のホテル運営に関する様々なサービスを提供するホテル運営事業を行う企業グループであります。

親会社の企業グループには当社グループの他にも不動産関連事業を行う企業がありますが、取扱う対象不動産が異なっている等、事業の棲み分けがなされております。

当社は、親会社の企業グループと協力関係を深めることが当社グループの事業展開の推進に寄与すると考え、役員・出向者の受け入れ（4名）を行っておりますが、当社独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

(役員・出向者の兼務状況)

(平成28年3月31日現在)

役職	氏名	親会社等又はグループ企業での役職	就任理由
取締役	島根 秀明	・あかつきフィナンシャルグループ株式会社 代表取締役社長執行役員 ・あかつき証券株式会社 取締役	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため
社外取締役	工藤 英人	・あかつきフィナンシャルグループ株式会社 取締役 ・あかつき証券株式会社 代表取締役社長	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため
社外取締役	濱岡 洋一郎	・NSホールディングス株式会社 代表取締役 ・EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため
監査役	長田 徳夫	・あかつきフィナンシャルグループ株式会社 監査役	財務・会計関連業務に長年従事した豊富な業務経験と会社の管理に関する知見を当社の監査体制に活かしていただくため

#### 4. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	あかつきフィナンシャルグループ株式会社	東京都中央区	3,512,077	子会社及び関連会社の経営管理	(被所有) 間接 42.56	役員 兼任 出向者の受入 (注)1	経営管理 及び運営 支援	30,992	—	—
親会社	キャピタル・エンジン株式会社	東京都中央区	471,701	投資業	(被所有) 直接 42.56	資金の借入 (注)2	資金の返済  利息の支払	880,000  20,613	—  —	—  —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出向料の支払いについては、出向元の規定を基礎として毎期交渉の上決定しております。

2. 資金の借入については、支払利息を年率5%としております。

3. 取引金額については消費税等抜きの金額を記載しております。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、取引の概要及び規模に応じ、支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行い、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

以 上